

鳥取県産業未来共創条例(産業未来共創事業(一般投資型、成長・規模拡大型))認定事業者貨物誘致支援事業補助金の事務手続きについて

1. 補助事業の認定申請書の提出 (最初の輸送開始日まで)

○事業認定申請書は、下記提出先に郵送又は持参してください。

2. 事業認定通知書到着

※以後、当該補助事業について、補助事業に係る境港の年間利用計画コンテナ数の2割を超える増減や補助事業開始日の変更が生じる場合は変更認定の手続きが必要となります。

3. 事業開始

※この補助金においては、着手届の提出は必要ありません。

【事業を変更・中止・廃止したい場合】

事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。

変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

4. 事業完了

※事業の完了とは： 補助事業の開始日から1年間が経過した日

※この補助金においては、完了届の提出は必要ありません。

5. 交付申請書 & 実績報告書の提出

○交付申請書と実績報告書は、「とっとり電子申請サービス」により送信、もしくは下記提出先を郵送又は持参してください。

◎補助金の支払い

※交付申請書と実績報告書が提出されたら、報告内容を確認し、証憑書類等の検査を行った上で、交付決定と額の確定を同時に行い、支払い手続きを行います。